

# 評議員等報酬規程

社会福祉法人とんぼ福社会

## (目的)

第1条 この規程は、とんぼ福社会の理事、監事、評議員及び評議員選任解任委員(以下、「評議員等」という。)の報酬及び、費用弁償に関する事項を定める。

## (報酬)

第2条 役員のうち、法人業務を行う常勤の理事に対して勤務実態に即して報酬を支給する。ただし、とんぼ福社会の職員として給与が支給される者は除く。

2 尚、理事会及び評議員会に出席した評議員等に対しては、費用弁償として、実費交通費を支給する。但し、法人が給与又は役員報酬を支給している役員は除く。

## (支給額)

第3条 理事報酬額は、別表1による。

## (支給日)

第4条 理事報酬は、毎月25日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支払う。

## (改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

## 別表1(支給額例)

概ねの勤務実態	報酬額(月額)	備考
週2日(全日)	75,000円	
週3日(全日)	112,000円	
週4日(全日)	149,000円	

※概ねの勤務時間が半日である時は1/2とする。

## 考え方

1. 現在のとんぼ福社会 非常勤職員給与を基礎とする。

※ 例1 計算基礎 非常勤職員日額単価 9,335円\*16日 149,360円

### 9,335円の計算根拠

月額平均 165,000+6,000+34,375(賞与分)=205,375円

日額平均 205,375÷22(月基準労働日数)=9,335円

## 附 則

- ・ この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- ・ この規程は、平成29年6月21日から施行する。